

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 里 和 彦

署名委員 田 中 幹 雄

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年8月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信		
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 1名

13番 中棚昭三十

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信
笠利支所主幹 竹山 和幸 名瀬支所主査 別府真砂海
住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 欠席職員 1名

事務局次長 勝 裕美

7. 議案説明者（奄美農業振興地域整備計画の変更除外について）

笠利総合支所農林水産課主査 永田 智博

7. 報告事項

- ・ 8 月の総会日程について

8. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 44 号 非農地の判定について

議案第 45 号 奄美市農業振興整備計画変更(除外)に伴う意見書の
提出について

議案第 46 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定について

議案第 47 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約の決定について

議案第 48 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は 13 人であります。
全員出席で総会は成立いたしました。
これから、令和 7 年第 8 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《 日程第 1 》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、12 番 里 委員と 14 番 田中 委員の
お二人を指名いたします。

《 日程第 2 》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、議案第 42 号から議案第 48 号までの 7 件を
予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

(岸田 会長)

議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 7～No. 4 4 について議題と致します。

それでは事務局から議案の説明を求めます

(事務局の朗読及び説明)

(池 局長)

議案第 42 号の 3 条許可申請について

1 ページから 2 ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は売買が7件、贈与が1件の申請でございます。

3 ページをお開き下さい。

NO. 3 7 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬字宮田の 1 筆の申請です。

農地区分は第1種農地の申請であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は360㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

続きましてNo. 38です

13 ページをお開き下さい。

NO. 38 は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字城字池田の 1 筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は542㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定で営農計画書も提出されております。

続いて、No. 39です。

25ページをお開き下さい。

N0. 3 9 は、 譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿字山城原の 1 筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,307㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、カボチャを栽培する予定で営農計画書も提出されております。

36ページをお開き下さい。

N0.40は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字和野字平田の1筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は2,648㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定です。

46ページをお開き下さい。

N0.41は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字城字仲山田の2筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の2筆合計の農地の面積は1,036㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定です。

57ページをお開き下さい。

N0.42は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字城字仲山田の1筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は809㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定です。

68ページをお開き下さい。

N0.43は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬字石垣亦の1筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は487㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、ドラゴンフルーツを栽培する予定です。

77ページには営農計画書も提出されております。

	78ページをお開き下さい。 NO.44は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬字竹ノ口の2筆の申請です。農地区分は第1種であります。 譲渡人の2筆合計の農地の面積は689㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、ドラゴンフルーツを栽培する予定です。 以上8件でございます。 (岸田 会長)
議長	続いてNo.37～44について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。 最初にNo.37から説明お願いします。
5番	(照井 委員) 譲受人について説明 5番、照井です。 農地法第3条の規定によるNo.37について報告いたします。 8月14日午前9時10分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の3名で譲受人に直接お会いしてお話を聞くことができました。 意欲的に取り組み、取得後は野菜を植える予定とのことでした。 申請書は、ご自身で作成しており申請書の通り間違いのないとのことでした。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人について説明 笠利事務局の竹山です。 農地法第3条の規定によるNo.37の譲渡人について、調査報告いたします。 8月18日金曜日、午後2時30分頃に、譲渡人が鹿児島市在住のため電話でお話を聞くことができました。 叔母からの紹介で売却することを決めていたとのことでした。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。 皆様のご審議お願いします。
5番	(照井 委員) 土地について説明 土地について調査報告いたします。 8月14日午前9時10分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の3名で譲受人立ち合い下、現地確認をいたしました。 喜瀬漁港付近の国道沿い山手側に申請地がございます。道路向かって申請地の左側はサ

議長	トウキビ、申請地の右側は膝丈ほどのブロック塀がございました。 一年程前から使用されていない畑だそうで、雑木が2～3mくらいの高さになっており ました。 まだ、若い木でしたので草木を刈り取れば畑としてすぐ利用できると思います。 周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、 第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。 (岸田 会長) No.38について説明をお願いします。
3 番	(茂木 委員) 譲受人・譲渡人・土地について説明 3番、茂木です。 議案42号No.38について報告致します。 8月20日水曜日、午後1時10分頃譲受人の自宅を住用分室の朝井さんと共に訪問し ました。 住用町大字城字池田は地目が田、現況は畑の土地に関しては申請書の通り贈与による所 有権移転申請であることに間違いありませんとの事でした。 譲受人の妻と譲渡人の関係については姉弟ということでした。 同日、午後1時30分頃、同集落内の譲渡人宅を訪問し、申請内容についてお話を伺 いました。 申請の通り贈与による申請で間違いありませんとの事でした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、 第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) 続いてNo.39について説明をお願いします。
議長 6 番	(大瀬 委員) 譲受人について説明 6番、大瀬です。 農地法第3条の規定によるNo.39の譲受人の、調査報告をいたします。 8月18日月曜日、午前10時30分に譲受人、譲渡人、分室の竹山さん、委員の与沢 さん、推進委員の肥後さんと私と圃場で待ち合わせて、譲受人から許可申請内容の確認 をしました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載、内容について間違いのないとの事 でした。 譲受人は〇〇で申請近くに譲受人の叔母さんの土地を耕作している譲渡人に去年、土地 を使わせてくださいと、お願いし、また畑を探していることを相談したら、自分の畑を

6 番 6 番 議長 4 番	譲る話しになり売買に至ったということです。 3 4 ページの案内図、申請地が〇〇で〇〇が譲受人の叔母さんの土地で〇〇、〇〇の畑は譲渡人が借用している土地です。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (大瀬 委員) 譲渡人について説明 農地法第 3 条の規定による No. 3 9 の譲渡人の、調査報告をいたします。 8 月 1 8 日月曜日、午前 1 0 時 3 0 分に譲受人、譲渡人、分室の竹山さん、委員の与沢さん、推進委員の肥後さんと私と圃場で待ち合わせて、譲渡人から許可申請内容の確認をしました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載、内容について間違いないとの事でした。 案内図の 3 4 ページの山城原の隣の〇〇、〇〇の畑も譲渡人が耕作している畑で、譲渡人が農地を探している相談を受け売買になったようです。 隣の借用している畑も農地バンクを通して譲受人に耕作させるよう話が進んでいるようです。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (大瀬 委員) 土地について説明 土地の報告を致します。 この一帯は、サトウキビ畑で申請地や譲渡人が借用している 2 筆の農地も短い草等が生えており、耕運したらすぐに使用できる状況です。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。 (岸田 会長) 続いて No. 4 0 について説明をお願いします。 (与沢 委員) 譲受人について説明 4 番与沢です。 議案第 4 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 4 0 の調査報告を致します。 8 月 1 8 日午前 9 時 1 5 分頃に譲受人とは申請地で直後にお話を伺う事ができました。 譲受人と譲渡人は同じ集落内という繋がり農地を譲渡したいという話があり、今回の申請に至ったそうです。 譲受人はすでにサトウキビをお兄さんと共に栽培されており合わせれば 2 町あまりの農地面積になるとのことでした。 農機具はトラクターや耕運機など所有され申請地までは自宅から車で 5 分ほどの場所にあります。
--	---

	ご本人も意欲的に取り組まれておられることから今回もサトウキビ栽培の規模拡大のためですので問題ないと思います。
4 番	(与沢 委員) 譲渡人について説明 譲渡人について報告致します。 8月18日午前9時頃に、申請地で譲渡人にも直接にお話を伺うことができました。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとのことでした。
4 番	(与沢 委員) 土地について説明 続いて土地について報告致します。 こちらも同日8月18日午前9時20分頃に推進委員の山本さん、竹山主幹、譲受人、譲渡人の立ち合いの下、現地を確認いたしました。44、45ページをご覧ください。申請地は82号線、和野集落交差点から山側へ約550m進んだ場所にあります。現状は膝くらいまでの雑草が生えている程度ですので刈り込めばすぐに始められる状態です。 申請地に隣接する畑もサトウキビですので周辺農地への影響もなく問題ないと思います。農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。農業委員の皆さまのご審議の程よろしくお願い致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) No.41について説明をお願いします。
1 4 番	(田中 委員) 譲受人について説明 議案第42号農地法第3条の規定による許可申請No.41の譲受人と譲渡人について調査報告を致します。 まず、譲受人ですが8月20日午後6時電話で話を聞くことができました。書類の記載内容に間違いはないとのことでした。自身が経営する資材リース会社から農業で使用する機械を借り、作業を行っていくとのことでした。 6月総会時にも同じ方から農地を購入されています。
1 4 番	(田中 委員) 譲渡人について説明 次に譲渡人ですが、8月20日午後5時50分電話で話を聞くことができました。書類の記載内容に間違いはないとのことでした。 6月総会時にも同じ方に農地を売却していますが、残している農地がまだあると話されていました。 今回の売却で自身が所有する農地はすべて手放すとのことでした。

3 番	以上、報告致します。 (茂木 委員) 土地について説明 3 番、茂木です。 議案 4 2 号№. 4 1 について報告致します。 8 月 2 0 日水曜日、午後 1 時 4 0 分頃、住用分室の朝井さんと共に当該農地、住用町大字城字仲山田の 2 筆の現地を確認致しました。 以前に譲渡人と現地でお話した事がありましたので確認はすぐにできました。 同日、午後 1 時 5 5 分頃譲渡人に電話して、現地の話しを伺い間違いありませんとの事でした。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。 委員の皆様のご審議をお願い致します。
議長	(岸田 会長) №. 4 2 について説明お願いします。
1 4 番	(田中 委員) 譲受人について説明 議案第 4 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請№. 4 2 の譲受人と譲渡人について調査報告を致します。 まず、譲受人ですが 8 月 2 0 日午後 6 時電話で話を聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないとのことでした。自身が経営する資材リース会社から農業で使用する機械を借り、作業を行っていくとのことでした。 6 月総会時にも同じ方から農地を購入されています。
1 4 番	(田中 委員) 譲渡人について説明 次に譲渡人ですが 8 月 2 0 日午後 5 時 5 0 分電話で話を聞くことができました。 譲渡人本人は介護が必要な状態とのことで、聞き取りはご主人にさせていただきました。 書類の記載内容に間違いのないとのことでした 以上、報告致します。
3 番	(茂木 委員) 土地について説明 3 番、茂木です。 議案 4 2 号№. 4 2 について報告致します。 8 月 2 0 日水曜日、午後 1 時 4 0 分頃、住用分室の朝井さんと共に当該農地、住用町大字城字仲山田について確認致しました。 先程、報告しました 2 筆の土地と隣接地でありましたのですぐに確認できました。

議長	果樹やバナナ、野菜等が植え付けられていました。No.4 2、No.4 1の譲受人については御夫婦ということで、電話での確認は譲渡人に致しました。 間違いありませんとの事でした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 委員の皆様のご審議をお願い致します。
1 4 番	(岸田 会長) No.4 3について説明をお願いします。 (田中 委員) 譲受人について説明 議案第4 2号農地法第3条の規定による許可申請No.4 3の譲受人について調査報告を致します。 8月21日午後1時30分譲受人の自宅で話しを聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないことでした。 以前からこの農地の耕作は譲受人がしており、ちゃんと手続きをするという話しになり今回の申請になったそうです。 譲受人は高齢ですが、息子さんと一緒に作業もされているそうです。 以上、報告致します。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人について説明 農地法第3条の規定によるNo.4 3の譲渡人について調査報告致します。 8月18日金曜日、午後2時30分頃に譲渡人が鹿児島在住のため、電話でお話しを聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。 隣接地の大字喜瀬字石垣亦〇〇は今回申請土地と一体となっており、すでに譲受人の所有地となっております。 皆さまのご審議をお願い致します。
5 番	(照井 委員) 土地について説明 農地法第3条の規定によるNo.4 3の土地について調査報告致します。 8月14日午前9時20分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の3名で現地確認致しました。 喜瀬から用安へ向かう町道から見える場所に申請地がございます。 申請地手前は、野菜畑、申請地の奥はドラゴンフルーツ、道路挟んで左側はサトウキビが広がっておりました。 申請地の現在はドラゴンフルーツが栽培されており、ネットで防鳥・盗難対策など細やかに管理されておりました。 管理中ですので周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、

	第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。
議長	(岸田 会長) 最後のNo.44について説明をお願いします。
5 番	(照井 委員) 譲受人について説明 農地法第3条の規定によるNo.44について調査報告致します。 8月14日午前9時20分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の3名で譲受人に直接お会いしてお話を聞くことができました。 意欲的に取り組み、ドラゴンフルーツ栽培規模拡大のためでするので問題ないと思います。 申請書は、ご自身で作成しており申請書の通り間違いなしとの事でした。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人について説明 農地法第3条の規定によるNo.44の譲渡人について調査報告を致します。 8月18日金曜日、午後3時頃に譲渡人自身は高齢で耳が遠いため、実際に交渉にも立ち会った娘に話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いなしとのことでした。 皆さまのご審議をお願い致します。
5 番	(照井 委員) 土地について説明 土地について調査報告致します。 8月14日午前9時20分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の3名で譲受人立ち合いの下、現地確認を致しました。 申請1筆〇〇は喜瀬から用安へ向かう町道に面した場所に申請地がございます。 周りはサトウキビ畑が広がっておりました。 現在は、腰丈下ほどの草が生えておりますが、草を刈ればすぐに畑として利用できる土地でした。 申請2筆〇〇は喜瀬の橋を川沿いに山手の方へ向かうと、譲受人のご自宅がございます。 ご自宅から車で1分のところに申請地があり、周辺は果樹やドラゴンフルーツ畑がございました。 こちらは以前から譲受人がドラゴンフルーツを植えており管理されておりました。 両区画ともに周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。

議長	(岸田 会長) それでは、質疑に入ります。 No. 3 7 について質疑はございませんか。 (質疑なし。) No. 3 8 について質疑はございませんか (質疑なし。) No. 3 9 について質疑はございませんか (質疑なし。) No. 4 0 について質疑はございませんか (質疑なし。) No. 4 1 について質疑はございませんか
1 0 番 笠利 事務局	(山田 委員) 申請書の記入の仕方について教えてください。 4 9 ページの (5) のイについて申請土地に仮登記等が付されている場合の対応で、問題になれば対処します。と記入されていますが移転登記前に抹消しなければならないと思いますが問題になってからだと遅いんじゃないかと思いますが。 (竹山 主幹) 問題になってからは遅いんじゃないかと思うのですが仮登記自体が明治 3 3 年になっております。 本人自身がわかって申請しているので問題ないと思います。 自己責任だと思います。
1 0 番	(山田 委員) これではおかしいと思うのですが。
2 番	(朝 委員) 4 条、5 条の場合、仮登記の同意が必要じゃないのですか

事務局	(池 局長) 仮登記につきましては、あくまでも順位保全効果であり関係ありません。 また、４条、５条についての同意についてもありません。 (仮登記は５年～１０年で時効)(抵当権については民事法で対応)
議長	(岸田 会長) それではNo.４１について他に質疑はありませんか (質疑なし。) それではNo.４２について質疑はございませんか (質疑なし。) No.４３について質疑はございませんか (質疑なし。) No.４４について質疑はございませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 ３条が８件ありますので一括にて承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請, No.３７～No.４４について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 ≪ 日程第４ ≫ (岸田 会長) 議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請, No.２０～No.２１について議題といたします。 それでは事務局から議案の説明を求めます。 (事務局の朗読及び説明)

事務局	(池 局長) 議案第 4 3 号の 5 条許可申請について 今回の申請の内訳は笠利地区の転用が 2 件の申請です。 8 9 ページをお開き下さい。 No. 2 0 です。 1 件目の申請地は奄美市笠利町大字用安字金久の申請でございます。 農地区分は第 2 種農地であります。 申請地につきましては用安集落に接続しており龍郷奄美空港線 8 2 号に接している土地でございます。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 3 0 m²で売買による申請となります。 申請内容といたしましては、宿泊施設を建設する予定であります。 9 5 ページに事業計画書、9 7 ～ 9 8 ページに被害防除誓約書、被害防除計画書が添付されております。 1 0 3 ページをお開き下さい。 No. 2 1 です。 2 件目の申請地は奄美市笠利町大字用安字脇之浜原の申請でございます。 農地区分は第 2 種農地です。 申請地につきましては用安集落に接続しており申請地の隣の〇〇番につきましては令和 5 年 3 月総会にて保養所兼研修施設として許可を得た土地であります。 またこの件につきましては当時 3 , 0 0 0 m²を超える為、分筆に至った経緯であります。 今回の申請は以前許可した土地と一体化する申請となります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1 , 5 1 6 m²で売買による申請となります。 申請内容といたしましては、倉庫・研修所を建設する予定であります。 以上 2 件でございます。
-----	---

議長	(岸田 会長) 続いてNo.20～No.21までについて担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。 最初にNo.20から説明をお願いします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.20の譲受人について調査報告致します。 8月18日金曜日、午後3時20分頃に譲受人の会社が大阪市にあるため代表者と電話でお話を聞くことができました。 申請地は譲受人が宿泊施設を建設したい理由で5条申請を行ったとの事であります。 申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いはないとの事でした。 皆様のご審議をお願いします。
笠利 事務局	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.20の譲渡人について、調査報告を致します。 8月18日金曜日、午後3時10分頃、譲渡人が川崎市在住のため電話でお話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとのことでした。 皆さまのご審議をお願い致します。
12番	(里 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定によるNo.20につて調査報告致します。 土地についてですが、8月15日午前9時25分頃、西秋子推進委員、竹山主幹と共に現地を確認しました。 現地は県道沿いで集落内でもあり、後方には〇〇公民館があります。 隣接する農地への影響もないものと考えられます。 皆さまのご審議をお願いします。
議長	(岸田 会長) 続いてNo.21について説明をお願いします。
12番	(里 委員) 譲受人についての説明 農地法5条の規定によるNo.21について調査報告致します。 譲受人についてですが、8月15日午前9時頃、現地において西秋子推進委員、竹山主幹と共に譲受人にお話を聞くことができました。 土地の所在, 及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとの事でした。

1 2 番 1 2 番 議長 7 番 笠利 事務局	また、会社の担当者の方にも聞くように言われたので、電話にて確認致したところ、間違いありませんとの事でした。 皆様のご審議をお願いします。 (里 委員) 譲渡人についての説明 続いて譲渡人について調査報告致します。 8月16日午後7時頃、本人の自宅にて本人よりお話を聞くことができました。 申請書どおり間違いありませんとの事でした。 皆様のご審議をお願いします。 (里 委員) 土地についての説明 土地について調査報告致します。 8月15日午前9時頃、西秋子推進委員、竹山主幹と共に現地を確認致しました。 現地はある程度整地されておりました。 周辺は農地転用が進み宅地化しているため周辺農地への影響はないものと判断します。 皆様のご審議をお願いします。 (岸田 会長) それでは、No.20～No.21の質疑に入ります。 まずNo.20について質疑はございませんか。 (質疑なし。) No.21について質疑はありませんか (日高 委員) 7 番日高です。 No.21について見積もりだけで設計書とかないんですけど、結構広い土地なので前の航空写真とかでは建物が建っているみたいですけど本当にやるのか一応、確認です。 この見積もりって簡単にいっていい感じだから、どうなのかなと気になりました。 なんか具体的にこの場所には何とか聞いていますか。 設計図とか具体的なものが添付しているはずなのに。 (中村 分室長) 申し訳ありません。資料の添付漏れであります。 一時休憩をとって資料の方をスクリーンで映して説明いたしますので少々お待ち
--	--

議長	ください。 (岸田 会長) それでは資料の準備するまで暫時休憩と致します。 (暫時休憩 15 分間)
議長	(岸田 会長) それでは事務局から説明をお願いします。
笠利 事務局	(中村 分室長) (スクリーンにて配置図、設計図面の説明) まず、最初に添付資料の配置図、設計書を添付忘れていたことに関して申し訳ありませんでした。 事務局の印刷ミスでした。今後このようなことがないよう確認致します。 それでは、スクリーンを見ながら説明致します。 配置図に関してはこのように入り口左手前に倉庫と車庫、奥の方は固定のデッキテラス、また移動式の大型テントを配置しております。
事務局	(池 局長) 補足説明致します。 広い空間の土地につきましては譲受人がプロのマリンスポーツ関係者の養成や育成、また故障者リストのドクターによる療法などを行いテント内やデッキテラス内においてはヨガによる教室など定期的を開催する予定でもあります。
議長	(岸田 会長) 皆さん、よろしいでしょうか。 他にNo.21について質疑はありませんか。 (質疑なし。) これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について一括にて承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

	賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数の挙手) 賛成多数であります。 よって、議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請，No. 2 0～No. 2 1について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日 程 第 ５ 》 (岸田 会長) 議案第４４号 非農地の認定についてNo. 1 8について議題といたします。 それでは事務局から説明を求めます。 (事務局の朗読と説明)
事務局	(池 局長) 議案第４４号 非農地証明願いについて 1 1 6 ページをお開き下さい。 今回の申請の内訳は笠利地区１件の申請です。 1 1 7 ページをお開き下さい。 No. 1 8につきましては先月の総会にて３条申請の取り下げを提出した申請でございます。(隣接地の非農地申請は６月に許可) 申請地は奄美市笠利町大字喜瀬字打田原袋の１筆で7 8 ㎡の申請であります。 申請地は打田原集落内に位置しております。 当該農地については隣接している土地と一体化していることから非農地証明願いを提出した次第です。 以上１件でございます。
議長	(岸田 会長) それではNo. 1 8 の担当調査委員による調査報告を求めます。

1 4 番	(田中 委員) 願出人についての説明 議案第 4 4 号非農地申請No. 1 8 願出人について調査報告致します。 8 月 1 9 日午後 6 時電話で聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないことでした。 先月この農地を 3 条で売買申請が出ていましたが総会前に取り下げられた場所です。 以上、報告致します。
5 番	(照井 委員) 土地についての説明 非農地証明願No. 1 8 について調査報告致します。 8 月 1 4 日午前 9 時 5 0 分頃、竹山主幹、西秋子推進委員の 3 名で現地確認しました。 打田原から喜瀬に抜ける旧道と現在主要道路になっている道に挟まれている場所に申請地がございます。 集落の真ん中辺りにあり申請地付近の周りは住宅が並んでおります。 6 月の総会にて非農地申請があった区画に接して、まとめて一区画となっており、住宅に挟まれ非農地証明願もやむをえない状況だと思います。 以上、報告致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 4 4 号 非農地の認定についてNo. 1 8 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
議長	《 日 程 第 6 》 (岸田 会長) 議案第 4 5 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。 それでは事務局に議案の説明を求めます。

事務局	(池 局長) 議案第４５号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について １２３ページをお開き下さい。 今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外が１件の申請であります。 申出書の内容につきましては農振の担当者であります笠利総合支所 農林水産課 農政水産係 永田主査から説明のほどよろしくお願いいたします。
笠利支所 農林水産課	(永田 主査) 笠利農林水産課の永田です。 今回の案件につきましては、除外申出１件のみとなります。 では、資料に基づいて説明させていただきます。 件１（No. 7）申請者は〇〇氏であります 申出地は奄美市笠利町和野字古田で地目は畑、申出面積は１２９㎡。 変更理由といたしましては駐車場及び倉庫設置する為の除外の申出であります。 当該土地は、笠利支所から南東へ約４．１キロに位置し、集団性を有する農用地区域の はずれに存在して和野集落に隣接しております。 地域計画において、和野集落は、節田・手花部地区となりますが、申出地は地域計画に は含まれておりません。 申出理由としましては、土地利用者である〇〇氏の駐車場及び倉庫設置の為、除外の申 出であります。 調査結果などを踏まえ、会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げま す。 以上です。
議長	(岸田 会長) それでは、No. 7 の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報 告お願いいたします。
６番	(大瀬 委員) 申出人についての説明 ６番大瀬です。 農振除外変更、No. 7 について、申出者の調査報告を致します。

4 番 議長 議長	8 月 1 8 日月曜日、午前 1 0 時 1 5 分に集落内で申出人と出会い、話を聞き取りました。 7 年前に父親が亡くなって申出人の名義になったそうです。 許可を受けようとする土地は龍郷奄美空港線 8 2 号沿いの集落側で 1 3 2 ページの配置図にあるように隣に〇〇があり今回、土地利用者が 1 3 0 ページの事業計画書のように倉庫と駐車場を設置するために農振除外をお願いしたいという事です。 委員の皆様のご審議、よろしくお願いします。 (与沢 委員) 土地についての説明 議案第 4 5 号奄美市農業振興地域整備計画の変更除外 No. 7 の土地について調査報告いたします。 8 月 1 8 日午前 9 時 4 0 分頃、山本推進委員、竹山主幹と現地を確認いたしました。 1 2 8、1 2 9 ページをご覧ください。 和野の龍郷・奄美空港線の交差点近くの土地になります。 現在は雑草が生い茂っている状態で法面と側溝があるため栽培できる面積はさらに小さいものと予想されます。 県道ができる以前は反対側の畑から繋がっていたそうですが、現在は取り残されたような形になっており、農地としての利用は困難かと思われます。 以上、報告いたします。 (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 4 5 号奄美市農業振興地域整備計画の変更による No. 7 について、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。 《 日程第 7 》 (岸田 会長) 議案第 4 6 号 奄美市農用地利用集積計画（合意解約）の決定について議題といたします。
--	---

事務局	議案説明の前に 7 番 日高 委員の関連案件がありますので退席の程よろしく願います。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 1 3 8 ページの終期管理表をお開き下さい。 議案 4 6 号合意解約につきましては名瀬地区でございます。 解約面積につきましては名瀬地区が 5 6 4 m²となっています。 解約理由につきましては、道路拡幅整備により資材置き場として利用予定もあり、また、この土地については作物も栽培していないことから合意解約となった次第です。 以上です。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 4 6 号について承認することに決定いたします。 7 番 日高 委員 の入室を許可します。
議長	《 日程第 8 》 (岸田 会長) 議案第 4 7 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について 議案第 4 8 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(事務局の朗読及び説明)

事務局

(池 局長)

最初に議案４７号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について１４３ページの管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の７件、１３，２６８㎡でございます。

解約理由といたしましては次のとおりです。

番号１につきましては売買のため合意解約です。

番号２～５につきましては〇〇さんから〇〇さんへ継承後他耕作者へ再設定のため合意解約となりました。

番号６は他耕作者へ再設定の為の合意解約。

番号７は耕作者のみ変更のため合意解約となりました。

続いて議案４８号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について１４８～１４９ページの名瀬地区、１５０～１５２ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が１３件で面積は７，９０２㎡でございます。

また、笠利地区につきましても３４件で面積は５９，５６４㎡でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第４７号、議案第４８号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

協 議 会

事務局

(事務局職員から)

1. 協議事項 (中村 分室長)
- 議案の退席について
- ・ どの範囲までを親族として退席するのか
2. 連絡事項 (池 事務局長)
- ① 9月の日程について
- ・ 申請締め切り日 9月 5 日 金曜日
- ・ 事前協議の日程 9月12日 金曜日 9：30～ 3F会議室
与沢委員、茂木委員、山田委員、丸田推進員
- ・ 総会の日程 9月25日 木曜日 9：30～ 5F会議室
3. 農林水産課農水政策係から説明 (伊集院 主幹兼係長)
- ・ ウリ類等の害虫セグロウリミバエなどの適切な防除について
- ・ 被覆資材価格高騰対策緊急支援事業について

名瀬
農林水産課

議長

(岸田 会長)

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

令和7年8月25日

署名委員 里 和 彦
署名委員 田中 幹雄
作成者 池 秀 平